

## 阿久比一期一会デイサービスセンター 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(指定通所介護事業所：愛知県指定 第 2375700537 号)  
(指定第 1 号通所事業所：阿久比町指定 第 2375700537 号)

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定通所介護・指定第 1 号通所事業サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び「介護予防・生活支援サービス事業対象者」が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### **＊ ＊ 目次 ＊ ＊**

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 事業所が提供するサービスと利用料金
5. 個人情報保護について
6. 危急時の対応について
7. 苦情の受付について

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 一期一会福祉会
- (2) 法人所在地 愛知県岩倉市北島町二本木7番地
- (3) 電話番号 0587-66-2110
- (4) FAX 番号 0587-66-2800
- (5) ホームページ <https://www.ichigoichie.or.jp/>
- (6) 代表者氏名 理事長 臼井 和香奈
- (7) 設立日 昭和61年1月8日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月28日指定  
愛知県 2375700537号  
指定第1号通所事業所：通所介護・平成30年4月1日指定  
阿久比町 2375700537号  
指定第1号通所事業所：通所型サービスA・平成29年4月1日指定  
阿久比町 2375700537号
- (2) 事業所の目的 当事業所は特別養護老人ホーム阿久比一期一会荘に併設されています。  
通所介護・第1号通所事業は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護・第1号通所事業サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 阿久比一期一会デイサービスセンター
- (4) 施設の所在地 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字桜ヶ丘195番地
- (5) 電話番号 0569-47-0205
- (6) FAX 番号 0569-47-0208
- (7) 管理者氏名 沖田 健太郎
- (8) 当施設の運営方針 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画・通所型サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- (9) 開設日 平成12年4月1日
- (10) 通常の事業の実施地域 知多郡阿久比町内（町外の方で、利用を希望される方は送迎費用を別途いただきますのでご相談ください。）

### (11) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日と年末年始以外（12月30日から1月3日は休業）
サービス提供時間	月～土曜日（祝日も含む）午前9時15分～午後4時25分 早朝・延長についてはご相談に応じさせていただきます。 早朝 一律500円（8時30分より） 延長 30分毎に500円（17時まで）

- (12) 利用定員 25人（通所介護・第1号通所事業：通所介護）  
10人（第1号通所事業：通所型サービスA）

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所介護・第1号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### (主な職員の配置状況)

職 種	配 置
1. 施設長（管理者）	1名
2. 生活相談員	4名（常勤職員、うち3名介護職員と兼務）
3. 介護職員	12名（常勤職員3名生活相談員と兼務、非常勤職員9名）
4. 看護職員	3名（非常勤職員、機能訓練指導員と兼務）
5. 機能訓練指導員	4名（非常勤職員、うち3名看護職員と兼務）

（令和7年4月1日現在）

### (主な職種の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	勤務時間： 8：30～17：30
2. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30 職員1名あたり約3～4名の利用者のお世話をします。
3. 看護職員	勤務時間： 8：45～16：15 原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	2時間勤務

#### 4. 事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第6条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の原則9割が介護保険から給付されます。

##### (サービスの概要)

###### ①送迎

- ・利用者の身体等の状況に応じて、リフト付きバスや小型バスでお迎えやお送りをいたします。

###### ②入浴

- ・お体の状態に応じて、一般浴や機械浴槽を使用して入浴することができます。

###### ③生活相談

- ・利用者からの相談等について、生活相談員が随時お聞きします。

###### ④健康チェック

- ・利用者の体温、血圧、脈拍測定や、健康状態を看護師がお聞きします。

###### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を提供します。

###### ⑥レクリエーション・アクティビティ

- ・創作活動、誕生日会、季節ごとの外出行事を提供します。

###### ⑦家族介護相談

- ・介護に関するご相談について、随時受け付けます。

###### ⑧介護全般

- ・利用時、利用者に応じた生活援助を行います。

###### ⑨介護予防

- ・利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高め自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

##### 《検査・診断書について》

通所介護・第1号通所事業利用に際し、自己負担にて肝炎の検査を行っていただきます。手術後、退院後又は事業者が必要だと認めた場合には診断書を提出していただきます。

下記の単位表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)をお支払い下さい。  
(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

<p>1 単位=10.14 円 (地域区分 7 級地)</p> <p>総単位数に 10.14 円をかけた額の 1 割</p> <p>(一定以上所得者は 2 割または 3 割) が自己負担額となります</p>
---

## I. 要介護利用者のサービス利用料金 (1 日あたり) (契約書第 6 条参照)

### ○ 通常規模型通所介護費

要介護 1	658 単位
要介護 2	777 単位
要介護 3	900 単位
要介護 4	1,023 単位
要介護 5	1,148 単位

○ 入浴介助加算 I 40 単位

○ 個別機能訓練加算 I イ 56 単位

○ サービス提供体制強化加算 I 22 単位

※ サービス提供体制強化加算 I は、職員の勤続年数や有資格者の割合により、サービス提供体制強化加算 II (18 単位)、サービス提供体制強化加算 III (6 単位) や加算なしに変わることがあります。

○ 若年性認知症利用者受入加算 60 単位

○ 同一建物送迎減算 -94 単位

○ 送迎未実施減算 -47 単位/片道

※ 送迎費用は原則として介護費の中に含まれており、費用はかかりません。但し、通常の事業の実施地域外の送迎に関しては介護保険対象外になっており、別途費用をいただきます。

○ 介護職員等処遇改善加算 I 総単位数 (1 月あたり) の 9.2% に相当する単位

※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いしていただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者の負担額を変更します。

## Ⅱ. 要支援利用者のサービス利用料金（1月あたり）（契約書第6条参照）

### ○ 第1号通所事業費：通所介護

要支援1	1,798 単位
要支援2	3,621 単位

- 生活機能向上グループ活動加算 100 単位
- サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1…88 単位、要支援2…176 単位
- ※ サービス提供体制強化加算Ⅰは、職員の勤続年数や有資格者の割合により、サービス提供体制強化加算Ⅱ（要支援1…72 単位、要支援2…144 単位）、サービス提供体制強化加算Ⅲ（要支援1…24 単位、要支援2…48 単位）や加算なしに変わることがあります。
- 若年性認知症利用者受入加算 240 単位
- 同一建物送迎減算 要支援1…376 単位、要支援2…752 単位
- ※ 送迎費用は原則として介護費の中に含まれており、費用はかかりません。但し、通常の事業の実施地域外の送迎に関しては、別途費用をいただきます。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 総単位数（1月あたり）の9.2%に相当する単位

## Ⅲ. 要支援利用者、介護予防・生活支援サービス事業対象者のサービス利用料金（1回あたり）

### ○ 第1号通所事業費：通所型サービスA

事業対象者・要支援1	389 単位
事業対象者・要支援2	389 単位
加算等は無	

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

（サービスの概要と利用料金）

### ①食 事

当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者に提供する食事料金は、1食あたり550円（食材料費・調理コストを含む）です。

### ②その他諸費用

日常生活で必要となる諸費用。

利用者の希望により、介護保険給付サービス以外に特別なサービス提供を受けた場合、その利用料につきましては実費をいただきます。外出時のおこづかいなどが対象となります。

### ③要支援者の実費利用料

介護保険外でのご利用の場合、実費の利用料金が負担となります。

料金：1日2,500円

#### ④おむつ代金

紙おむつ・・・130円/1枚、紙パンツ・・・80円/1枚、パット・・・30円/1枚

#### ⑤キャンセル料

利用者の都合により利用予定日のキャンセルをする場合、当日午前8時30分までにキャンセルの連絡をいただけない場合は食事料相当のキャンセル料（550円）をいただきます。

#### ⑥実施地域外への送迎費用

通常の実施地域（阿久比町）外への送迎は、実施地域を超えた距離に対し、片道1kmごとに100円を交通費としてお支払いいただきます。

※当荘のサービスにつきましては個人記録がありますので、開示をご希望の際は職員までお気軽に声をおかけ下さい。また、コピーを希望される際は1枚につき実費10円をご負担いただきます。

### (3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の利用料金・費用のお支払い方法は以下の通りとします。

利用者希望の指定の口座から利用料金・費用の引き落としをさせていただきます。

当月末締め翌月26日引き落としにてお支払いいただきます。

金融機関が休日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

## 5. 個人情報保護について

『個人情報に関する法律』（平成15年法律57号）及び一期一会福祉会の個人情報保護に関する管理規程に基づく利用者及び家族に関する個人情報を、必要最小限の範囲で活用し、また、状況に応じ第三者に提供する場合があります。

### 記

#### 【利用者への介護福祉サービス提供に必要な個人情報】

- ・利用者への介護サービスの内容
- ・介護保険等に関する事務
- ・利用者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービスなど）
- ・施設のために行う管理営業業務（介護サービス業務の維持、改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究など）

#### 【利用者と家族の個人情報を第三者へ提供する範囲】

- ・利用者が医療機関を利用するにあたり、医師等に提供する介護記録やケアプラン
- ・介護保険等に関する事務（審査支払機関・保険者及び市町村）に必要な情報
- ・他の介護事業者及び医療事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のため必要な利用者の介護記録やケアプラン
- ・実習生の研修上必要な最小限の記録等
- ・損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出に必要な情報
- ・外部監査機関・情報の公表機関から求められる情報

## 6. 危急時の対応について

当事業所を利用される方々の健康管理並びに怪我等の事故の防止には、平素より細心の注意をいたしておりますが、なにぶんご高齢のため、不測の事態が発生しないとも限りません。万が一不幸にして、容態の急変あるいは怪我等が発生した場合、迅速かつ適切な処置ができるよう、危急対応マニュアルを作成し、万全の態勢を整えております。

### (1) 危急時の定義

#### ① 対象

現在、当事業所を利用されている全ての方を対象とします。

#### ② 危急時とは

転んで軽度の擦過傷を負った場合や、軽度の風邪の症状がみられる場合を除き、例えば、骨折や重度の疾病その他生命の危機が予測されるような場合を指します。

### (2) 危急時の流れ（詳細はマニュアルにて）

#### マニュアルの基本的なフロー

#### ① 容態急変あるいは事故（骨折等）の発生



#### ② 家族と病院に連絡（その間、事業所内で応急処置を続ける。）



#### ③ 家族の了解を得る。

（家族への連絡がつかない場合には、医師並びに管理者の判断による。その後連絡が付き次第家族の了解を得る。）



#### ④ 病院へ搬送

看護師が付き添う。場合によっては、生活相談員、もしくは担当介護士も付き添う。



#### ⑤ 病院での医師の診断及び症状を、付き添いの職員が、管理者に報告し、家族の付き添いがなければ、管理者（あるいはそれに代わる者）から家族へ報告する。

## 7. 苦情の受付について

○当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 管理者 沖田 健太郎

○苦情受付担当者 生活相談員 新美 亜耶

【電話番号】 0569-47-0205

【受付時間】 8:30~17:30

また、苦情受付ボックスを1階事務所前に設置しています。

○阿久比町役場ふくし課高齢介護係 .....0569-48-1111

○愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 .....052-971-4165

○一期一会福祉会第三者委員 一期一会福祉会評議員 森山 稔 .....0587-37-6909

一期一会福祉会評議員 宮田浩明 .....0587-37-0693

○提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施の有無：無

令和 年 月 日

指定通所介護・指定第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

阿久比一期一会デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・指定第1号通所事業サービスの提供開始及び「5. 個人情報保護について」の記載内容について同意しました。

利用者

氏名

印

署名代行者

氏名

印

身元引受人（家族代表）

氏名

印

1. この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### (1) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。また、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状況からみて必要な場合には、主治医又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑦利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

### (2) サービスの利用に関する留意事項

#### (1) 施設・設備の使用上の注意

※居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

※故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

※当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (2) 喫煙

※事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。